

会報 婦人問題懇話会

一と口に明治の女性といつても、まだ封建制度のカラの中にとどまっていた維新直後の女性と、半世紀近く、資本主義化へのたゆみない歩みを進めたころ、

日露戦後の女性との間には大きなへだたりがあります。明治初期の男女平等論は男子の側からの啓蒙運動の一部にとどまり、中には、新興日本の旗じるしであつた富国強兵のない手としての女性の地位向上——後年の軍國主義の支柱としての賢母良妻主義をとねるものさえ現れていなにひきかえ、明治末期の女性解放論は、女性みずからの中に育つてきました強い要求をみずからの方で訴えるといふことがありました。

この女性の意識の成長、思想の成熟は、日本、東京女子師範（お茶の水女子大の前身）の近代化の過程にともなうもので、組織的を開かせました。しかし明治二一年四月二十五日朝野新聞に

明治前半の日本女性

山川菊栄

発行者 寿美子
中行所
田中行所
東京都北多摩郡保谷町
上保谷 1793 (菅谷方)
婦人問題懇話会
電話 0424-61-7660
頒価 30円

福沢諭吉は「学問のすすめ」の中に「そもそも世に生れたる者は男も人なり、女も人なり。この世に欠くべからざる用をなす所を以ていへば、天下一日も男なるべからず、また女なからべからず、また女なるべからず」と男女の価値の平等を説き、某有礼は三夫一婦、蓄妾廃止、中村正直は教育の平等に主たる力をあき、みずから同人社女

を立派に育てました。

明治五年、妓解放令、同六年未からの離婚請求権は認められても、現実には女性の地位改善は多く進まず、明治四年の戸籍制度で妻を妻と等しく二等親として認めたことに対する議者の非難は強かつたにもかかわらず、明治三二年制定された民法から妻の名が消えるべからず」と男女の価値の平等を説き、某有礼は三夫一婦、蓄妾廃止、中村正直は教育の平等に主たる力をあき、みずから同人社女

を立派に育てました。

福沢の女子教育論も具体的に家事育児の技能の習得に尽くる觀がありますが、某有礼が明治二〇年、文相として与えた訓示にはこうあります。

「学校教育の主眼とする所を要言せば人の良妻となり、賢母となり、一家を整理し、子弟を薰陶するに足るの氣質才能を養成するに在り、國家富強の根本は教育に在り、教育の根本は女子教育にあり、女子教育の擧否は國

「男女同権の説たるや、かつて某先生の首唱ありしよりその議論陸續として興り、一時新聞紙上を埋没するに至りしが、いくばくもなくして漸々その鋭鋒を殺滅し、今日に至つてはその痕跡を見ざるに至れり」

とあるのを見ても分るようだ。同権論も少數啓蒙家の間の理論斗争にとどまって、婦人大衆の中に根をおろすには至らずに終つたのでした。

家の安危に關するを忘るべからず。また女子を教育するには國家を思うの精神を養成すること極めて緊要なりとす。…今国家のために要する女子教育の精神を言頭わさんがために想像の例を挙げんに母が孩兒を養育する図子を教ふる図、丁年に達して軍隊に入る前の母に別れる図、困難に際して勇戦する図、戦死の報告母に達する図等の額面七、八枚を教場にかかるることはなり。女子教育の精神はこの度に達せしめざるべからず」。

ここにはもはや「女はすべて文盲なるをよし」とす、女の才あるは大に害をなす。決して「女は別に主君なし、夫をもつて主君とすべし」（「女大學」）といふような無知と夫への盲従とを婦徳としたような典型的封建主義は見出せず、女もまた直接国家に属し、国家に奉仕する義務の遂行を求め、そのための女子教育の推進を強調した点で、三年後公布された教育勅語と相まって、明治以後の日本の基本的教育方針、その本質を示したものでした。

自由主義教育と女性

しかし明治前半、まだ新しい教育制度のと

必ず正しくあれ、しかしてまた他を愛し、義

とのわなかつた時代に、外国の布教団体がお

牲献身的精神に充満せよ……」

こなった教育活動は、日本側の施設不備をおぎなうと共に、日本の儒教主義、国家主義、官僚主義の教育内容の欠陥をおぎなう上に大きな役割を演じたことも否めません。特に

このあいさつは森文相の軍國主義賢母良妻主義とまことにあざやかな対照をしています。

政府が軽視しただけ女子教育におけるその寄与は大きかったのです。宗教学校が先進資本主義国からもたらした自由主義的な空気は、

封建時代社会的環境や性道徳の退廃を批判しが権口一葉のよい友人として親しく出入りしト文学の夜明けがはじまつたこと、この人々

改革する新しい感覚と情熱とを青年男女に与え、これが個人の尊重、新しい恋愛や結婚觀の発展を助け、後年キリスト教社会主義者を多く生んだ布石ともなつたのでした。

明治一八年明治の新進経済学者田口卯吉の姉夫妻（夫は米国神学士）とが創立し、その死後明治二〇年に二四才の青年巖本善治の手に経営が移されたとき、校舎の新築に当つて一葉は近代思想、近代文学の影響に浴し、「にどり江」、「たけくらべ」のような晩年の傑作を生むだけによい成長をとげたと考えられます。

一葉の生活は明治女学校の女生徒のようないい。恵まれた近代的なものではなく、旧式な和歌や国文のお師匠さんのお弟子として半ば苦学生的な生活を送つてはいたものの、同窓の名家の娘、後の三宅雪領夫人の処女作「鎌の鷲」に刺戟され、自信をつけたともいいますが、あの時代に甘才そこそこで創作をもつて自立する決心を抱いて動かず、家事は一切母と妹に任せてもっぱら机に向ひ、図書館通いに熱中したということは、驚くべき個性の強さ、

戸川秋骨、北村透谷、植村正久、島田三郎、幸田延子、若松賤子等今日まで知られている明治文化の建設者が名をつらね、透谷、藤村

明治時代前期の初等教育

内田登喜子

必要としたのは、当然
よし。

新しいイデオロギーに
よる庶民の教育であつ

学制の内容は一〇九章から成り、学区、学
校、生徒及試業、海外留学生、学費、などの

明治時代の教育は、これをいくつかの時期に区分して扱うことができる。すなわち、明治五年の学制発布から十二年にいたる開化啓蒙時代、十三年の改正教育会から十九年にいたる反動教育時代、その後の教育勅語発布を中心とする国家主義時代、次に近代倫理観の盛られたごく短い時期を経て家族國家観時代と続き、明治期を終る。各時期の思想的背景については他の方の説明があると思われるので省略し、初等教育実施という面からのみ前期の二時代を概観してみよう。また最後に同期の女子教育について簡単にふれておく。

開化啓蒙時代

明治四年七月に廢藩置県がなされると、旧支配者にとってかわった新しい指導者たちが

大胆な性格を思われます。彼女の作品は古いが、封建道徳にやぶれて絶望する女性の涙をえがいるといわれるが、そのえがき方は、あくまで客観的、批判的であって、読者は文学の下に封建道徳に対する作者のきびしい憤りを感じずにはいられない。一葉の作品は常に

その怒りのばくはつ一步前の瞬間を感じさせ、作者は運命に屈服する無力な女性にそそぐ涙よりも、暗黒な宿命的な社会的条件への抗議であり、私は明治前半を代表する女性の一と憤りに身をやいている感じが強い。彼女は政治運動には身を投じなかつたが、同じ時代として若い一葉の作品の中に、多数の女性のいろいろの政治、社会的できことや運動に

は細心な注意を払つていただけに、批判的では細心な注意を払つていただけに、批判的ではあり得ると同時に共鳴する部分も多かつたでしょう。私は明治前半を代表する女性の人として若い一葉の作品の中に、多数の女性の解放の要求めを感ぜずにはいられないのであります。

各地に県府管理による学校が開かれ、ついで明治五年八月学制が颁布された。学制の教育理念は、颁布に先立つて出された太政官布告に明らかであつて、非常に近代的なものである。すなわち、(1)立身出世主義、功利主義を

主張し(教育は個人のためのものとされて居り、國の為といふ文字は見当らない)、(2)知育中心主義(德育つまり修身は学課課程の最後にあげられてくる)、(3)四民平等、教育の機会均等、個人主義をうたつてゐる。ここで階級制打破と男女平等が表面に出てゐるのは排除する意味を同時に持つてゐた。

注意すべきことである。當時列国と比肩し得るための国家的要求——殖産興業、国民皆兵——が日本に近代教育制度を発達させたとみて

は立派であったが庶民の反感を買ひ、明治六年頃から九年頃まで各地に学校暴動が相つ

だのであった。その原因は二つ考えられる。
第一は日本の経済力の薄さである。当時はまだ資本主義が全く発達せず、国費は殆んど地租によつてまかなわれた。このため、地租と個々の家に課せられる民費とで窮乏が農民にしわ寄せされた。子供を学校へやることは農民の直接的労働力減少を意味したし、また月額二十五銭（玄米五升にあたる）の授業料が如何に手痛いものであつたか想像に難くない。それ故、手を尽しての就学勧誘にも拘らず就学者数はごく僅かで、（明治六年で二八パーセント）教育費不納者が続出し、教師の給料を払えぬところもあつたといふ。第二の理由として教育の必要性の認識欠陥があげられる。

新学制は旧幕時代の教育と全く関連性のない突然発生的なものであり、何らの必然性ももつたなかつた。新学制の内容も教科書もあまりに西歐的なもので直輸入であり、人々は自己の生活とほとんどながりを見出せなかつたのであつた。

こうした情況を少しでも改善すべく出されたのが十二年の教育令で、官府が学制実施のため庶民に加えている圧力をとり除き、教育を規定したため就学率が著しく減少し、教育は急激に衰微した。このため教育令を出した文部大輔田中不二麻呂は十三年三月に辞職し、反動教育時代を終る。

明治十二年 明治天皇が教育施設を巡幸され、学校教育の基調があまりに西歐的であることに不満をもらされて、小学校教育で忠義の大義を徹底すべきこと、あまりに知育偏重であることを戒むべきこと、の二点を強調した「教学大旨」を出された。この頃から開化啓蒙教育は次第に急転回をはじめたのである。

一環と解釈されている。

明治前期の女子教育

明治六年、文部省御雇学監ダヴィッド・モルレーは女子教育振興案を提案した。時を同じくして明治五年東京女学校、七年東京女子師範学校が設立されている。またこれ以前明治四年には津田梅子をはじめとする女子留学生五名が米国へ留学している。

十年代のはじめまで欧米から輸入された男女同権論が盛んであり、これが女子教育振興に役立っていた。この風潮は知識階級の女性には積極的気風をもたらし、新しいタイプの女性が出はじめた。しかし、大部分の庶民階級の娘たちはそのまま留まつた。十年代半ばから女学校の数が増し、中等教育を受けるものは次第に増加したが、その頃は既に男女平等論は影をひそめていた。女子留学生の派遣も一度だけであった。

一般庶民の娘は小学校へもなかなか行けなかつた。明治十五年の統計によれば、初等教育の就学者数は三、〇〇四、〇三七人（五〇・七%）、うち女子九二、八五〇人であった。これは、女子の教育は家庭でするという氣運が強かつたためと、家の手伝いのためであろう。事実明治十六年には子守学校の記録がある。変則的なものであるため制度化はされなかつたが、農家商家の娘の教育機關として必要であり、各地に存在していたもののように

維新後明治民法までの制 夫婦に関する法規の変遷

一、はじめに

明治維新後、日本は再び全面的な外国法の継受を行なった。最初は律令における中国法の継受であり、今回はいさまでなくヨーロッパ法の大巾を受け入れである。

そのスピードに拍車をかけたのは不平等条約の改正問題であり、そのため、実質よりも専ら外見上の体裁を整えるのに急な諸改革が行なわれている。江藤新平は民法の改革は横のものをそのまま継ぎなおせば足りると言つたと伝えられるし、明治憲法起草に大きな役割を演じた当時の優秀な官僚井上毅も「政事法百般ノ事は尽クヨーロッパニ模擬スルコト可ナル……」と記しており、近代化に対する

国民的悲願を知ることができるのである。そして、それはやがて鹿鳴館時代に見られるような極端に浮薄な外見上の西欧化すらを招いている。やがて、その軽々しい西欧化に對しては反動が生まれ、結局天皇制（明治二年の明治

加藤富子

憲法）と家族制度（明治三一年の明治民法）だけは、日本古来の淳風美俗として、西歐風

影響もあって「家督制は未開の俗で、夫婦家族や財産分割制こそ文明社会の制である」と

明治も八、九年頃までは、ボアソナードの影響もあって「家督制は未開の俗で、夫婦家族や財産分割制こそ文明社会の制である」と當時の法制官井上毅などでさえ考えていたらしく。

しかし、明治時代に確立された天皇制と家族制度が日本古来の伝統でないことは、日本の歴史を少し探れば明白であるし、世界史的にみても、先進各国が既に古い時代に脱皮した一つの普遍的な段階における姿にすぎず、日本の近代化とともに脱皮をせめられるのは当然の流れである。その意味で法制上よりみると、日本の近代化は明治時代に芽生えたが、オーストリア大戦の敗戦によつてやつと達成することができたといえる。

ボアソナードの旧草案は家と「もの」を全く認めないヨーロッパの親族法（夫婦と親子からなる）が継受されていたという。明治二年に公布の旧民法は、そのボアソナード案を修正したものであるが、この旧民法のなかで親族法・相続法を規定してある「人事編」の部分が夫婦主義・個人主義の色が濃く、日本古来の家族制と相容れないとして、才三帝國議会は、この実施の無期延期を決定している。この旧民法に関する論議を法典論争、法典論議などとし、「民法出テ忠孝亡ロブ」という論文で有名な穂積八束などが国粹派の先峰であった。

二、民法典の編纂

民法典の編纂は、明治三年に江藤新平によつてはじめられたが、条約改正の必要からそれが生まれ、フランス法学者ボアソナードが草案を起草し

そして、家父長權が戸主權に継受され、多少の近代主義が加味されたものが、明治三一年のいわゆる明治民法である。

三、夫婦に関する法制

(1) 一夫多妻制

明治三年一二月二〇日の新律綱領も明治六年六月十三日の改定律例も共に一夫多妻制（妾の保持）を認め、夫の妻に対する制裁権について認めている。この刑法が明治十四年まで続き十五年から新しい刑法が行なわれたがそれには妻は表面上はみとめられなかつた。

(2) 離婚請求権

明治六年五月十五日の布告により、これまで離婚の自由は夫にのみあつたのを妻からの離婚請求権を認めていた。すなわち、妻が離婚をもとめても夫がそれをゆるさないのは「

(4) 妻の氏

人民自由の権利」をさまたげるものであるから、そのさい妻は父兄のつきそいの上で、離婚の請求を裁判所に訴えることができるといふのであるが、その際父兄のつきそいの上で

明治八年十二月九日の太政官達オ二〇九号は「婚姻又ハ養子養女ノ取組若クハ其離婚離

縁、縦令相対熟談ノ上タリトモ、双方ノ戸籍ニ登記セサル内ハ其効ナキモノト看做スヘク候条、右等ノ届出等閑ノ所業無之様精々説論可致置、此旨相達候事」と法律婚主義を宣言している。

(5) 夫婦財産制

ところが一方明治一〇年六月十九日の司法省丁才四六号は「八年才二百九号の諭達後其登記ヲ愈リシ者アリト雖モ既ニ親族近隣ノ者モ夫婦若シクハ養父子ト認メ裁判官ニ於テモ其実アリト認ムル者ハ夫婦若クハ養父子ヲ以テ論ス可キ儀ト相心得ヘシ」と事実婚を容認しているといふのは事実婚が先の太政官達に示している。

平民に苗字が許されたのは、明治三年九月であったが、更に八年二月には、平民に苗字の使用を強制している。ここに氏の問題が起つてきた。

明治九年三月十七日の太政官指令は「婦女ノ家ヲ相続シタル上ハ夫家ノ氏ヲ用ユヘキ事組夫ノ二嫁スルモ仍ホ所生ノ氏ヲ用ユヘキ事組スヘキ事

ある。

これは妻は一方で「夫ノ身分ニ従フ筈ノモノ」でありながら、なお、氏によって実家の家名と家格を担つてゐるが、なお、当時においては、「実家」との関係がはるかに濃厚であつたことを示してゐる。

「全国民事慣例類集」の編者は「婚資」について、「…嫁具ノ外ニ金円ヲ齎スヲ持田ト称シ、其所有權ヲ夫ニ移ス者或ハ時ニ之料ニ充ルニ過ス」として、所有權を妻が留保するものが原則であると記している。当時の慣行は一般に夫の負債は夫の一身にとどまり、妻の名義の土地は夫の負債の代償にならないとされており、明治三一年民法がとつた管理共通制、夫または女戸主の配偶者の財産に対する使用、収益權等に比較すると、妻の財産の独立性がかなり意識されていたようと思われる。しかしこの妻の財産の背後には、その実質的所有權者としての妻の「実家」が控えており、妻の持參財産は婚姻の解消とともに「妻の実家」に返還されるとあるのは重要な点である。

このあと、旧民法から明治民法の制定過程をへて、妻は財産的にも「実家」の支配下から「娘家」の支配下に移るのである。

「女性史」をめぐる想

幸子 田須

夕飯を済ました居間で談笑にふけり、テレビをみていると「アメリカ近代女性史」というタイトルが目に入った。昨秋、ある大学の大

学祭を行った時、その婦人問題研究会がやはりこれに似たようなタイトルの映画を上映していたが、その画面は、アメリカ婦人の選挙権獲得のデモと職場への女性の進出が主なものだったと記憶している。主催者側は、知識ある女性の将来に希望を与えるためにこれを上映したといっていた。

戦後、「女性史」という名のつく著述が多くなされ、出版された。戦争中の銃後を守った家庭婦人や職場の女性などが、組合活動や地域の活動の中で、一度は「女性史を学びます」、女性史の本をテキストにして、学習会や読書会をやっていったようであった。それは賃金が分配したり、米がなかつたり、衣服も

て嫁という不安定さ。夫なき後の妻の生き方、「しのぶ」ということのみ美しき徳とみた女の人生、恐らくこれらのものを人生そつくり体ごと生き感じたのは昭和ツ子ではなかつた。昭和ツ子たちの母たちであつた。明治、大正の世代の母たちであつた。しかし、その母たちの人生の姿勢をするべく批判の目をむけることから、又その姿をよみとることから昭和ツ子たちの読書会は始まったのであつた。

しかし、安保斗争を境目に進歩的といわれた勢力はすっかりその役割を泰平ムードの「小さなしあわせ」に吸いこまれたような趣である。デモの波は自動車の波に、デモ情報は、交通情報へと。かつて戦争の破壊の荒野化し、つまり、夫婦と子供だけになり、老人

とりが出来た頃でもあつただろう。そこで話される内容は、私の経験では、大方「封建制への抵抗」とでもいえようか、「封建」の二文字に代表される生活内容に對してである。妻の夫への隸属、父の権力、男という強くて、わがまま、暴力的な存在は、弱き女性には只、黙々と従う他なかつたという生活実感があつたし、又家族制度というしくみの中で皮膚で感じ得たものは、しきたりのきびしさ、長幼の序、姑の権力、妻の座の安定さに比して

さて、私は何を云おとしているのだろうか。婦人問題懇話会の「女性史」の分科会で問題にするべきものは何であるのか、である。女性だけの立場でもつて、歴史の中の女をぐつてみて、未来への展望をみると命と死の時代——封建から近代社会へ——といつたものはもはや啓蒙の力さえもたないのでなかろうか。現代は歴史の終点であるという考えに想を起してみると、終点は同時に次への出発点だと云えないだろうか。そこで、現代の女性の生活実態に目をむけるとき、家庭生活は、すさまじい電化により家事は合理化、

はアウトされつつある。それだけに一戸、一戸のハウスは多くなり、住宅難となつてゐる。家庭経済は、共稼ぎ夫婦が増し、又教育成長の年令を境に、高等学校卒とか、大学卒を切れ目に農家、商家、サラリーマンの家庭をとわず、労働を商品としてサラリーマンにかえ何らかの型で一人前にしろ半人前にしろオカネを得るよう心理的にしいられてゐる。

こうした変革は自給自足の経済機構、農村から都會へ、つまり農業から工業へといつた産業形態の中で女性はどういう位置を占めさせられているか。ちなみに女性そのものまで商品化されているという現象、ミス何何テレビタメント等。けれども、單にたくましいのが組合運動の中の婦人運動のみだけでなく、女性ですら何億の財産をもち、ビルをたてて資本家になつたり、開かれた知性の門には大学教授や弁護士、検事等、こういう現象は男女平等とか、婦人解放といり通り一遍の見方で考えられていわしないか。

私は、「アメリカ近代女性史」を忘れずに見よう。アメリカという資本主義の国の女性の歩んだ道をみたいのである。もはや、男が女を支配していくといった発想はないといふこと。資本主義経済機構、それも高度になつ

た工業的近代社会の中では、労働の商品化のなになつていくのかをつかみたい」という前に男女は平等であるということ、資本主義とで歴史を考えてみたいのである。の要請する工業的産業構造の中で女性の生活

女性史・婦人運動

分科会の足あと

菅 谷 直 子

そこで、次回に文化人類学を専攻される会員の葭本鶴江氏から、この問題について

早速、原始時代の婚姻家族形体でつまづいてしまつた。周知の通り、唯物史観に立つ井上説によると、私有財産のない原始時代は雜婚から出発し、母系制であったと述べている。これに対し、今日の学界では否定されているといふ意見が出たからである。

女性史・婦人運動分科会が発足したのは昭和三七年一月であり、今年の一月で丸二年になる。出足は比較的早かつたものの、決して満足すべき状態で歩んでゐるわけではない。最初の計画では、既刊の女性史を一通り検討して問題点を拾いあげ、その中からテーマを設定しようということだった。というは

もとより、古い時代の女性の生活を調べることは、学者でも専門家でもない私たちの力によるか話して頂いた。その結果、原始、古代は余る作業であることが痛感された。

そこで、再びプランを建直し、比較的資料や参考書に恵まれてゐる明治維新から着手することにした。このとき、庶民女性に重点を置いて調べる、ただし研究は自由な立場で行うというのがメンバーの一致した意見であった。というのは、いわゆる歴史上有名な人物や事件については既にある程度研究されているが、一般庶民女性の生活や思想が明らかにされておらず、そこに問題が残されているようと思われたからである。このプランによつて、まず井上清氏の「日本女性史」を

て、三七年六月から三八年一月まで、明治前期を種々の角度から調べ、不足しているところは、他分科会や外部の方をお話して頂いた。テーマおよび報告者は次の通りである。

明治維新における婚姻および家族関係の変化について（家庭婦人分科会・伊東すみ子）
明治維新による経済の変化と女子労働の変化について（外部者・永原和子氏）
福沢諭吉の女性観（山崎朋子）
自由民権運動と婦人（菅谷直子）
明治前期の教育とその中に現われた女子教育（内田登喜子）

明治の女性について（山川菊栄）
矢島樹子と矯風会の運動（久布白落実）
明治期女子教育論の問題点（村上ますみ）
婦人の立場からみた文明開化（菅谷直子）
明治憲法と平和憲法における家の問題（加藤富子）

明治前期のキリスト教の発展と婦人層への影響（須田幸子）
明治前期における家族構成の変化と女子労働（浅井美恵子）
明治期庶民女性の生活の変化（山崎朋子）

その後担当部門を決めた方が研究に便利ではないかという意見が出て、法律、政治、経済、労働、教育、文化、農村、庶民生活、婦人運動等に分け、各々メンバーが担当部門を選び、大体一年を目標に明治期をまとめることにした。メンバーが足りないので他分科会に呼びかけた結果、新たに加藤富子、村上まで呼ぶもの、當時出席されるのは半数にも

すみ、中島邦氏らが参加された。
スムーズが生じている。

ともかく、昨年中はこの計画に従って、次のような研究会を開いてきた。

近代史研究に関する雑感（中島邦）

明治の女性について（山川菊栄）

矢島樹子と矯風会の運動（久布白落実）

明治期女子教育論の問題点（村上ますみ）

婦人の立場からみた文明開化（菅谷直子）

明治憲法と平和憲法における家の問題（加藤富子）

激動下の農村婦人問題（丸岡秀子）

この他、二回ほど資料、参考書について意見の交換をしたり、報告し合ったりしている。

予定の一年は間もなく過ぎようとしている

が、とうてい明治期はまとまりそうもない。

それというのもこの分科会はレギュラーメン

バーが少ないうえ出入が激しく、現在、在籍

者たるが、どうしてい明治期はまとまりそうもない。

その後担当部門を決めた方が研究に便利で

はないかといふ意見が出た。法律、政治、経

済、労働、教育、文化、農村、庶民生活、婦

人運動等に分け、各々メンバーが担当部門を

選び、大体一年を目標に明治期をまとめるこ

とにした。メンバーが足りないので他分科会

に呼びかけた結果、新たに加藤富子、村上ま

満たない。それに昨年は、内田、加藤、村上、山崎氏等の意欲的なレギュラーメンバーが望者が集り、他の部門は空白というアンバランス、病気、多忙などのためご欠席が多く、全員頂いた。テーマおよび報告者は次の通りである。

ともかく、昨年中はこの計画に従って、次

のような研究会を開いてきた。

部門別に分けてみたものの、ある部門に希望者が集り、他の部門は空白というアンバランスが生じている。

として沈滯気味であった。

それに、またこの分科会の研究範囲が極めて広いことも進行を遅らせていく大きな原因であろうと思う。明治期という大変革期に生きていた女性像を適確につかむことは、短日月では至難の業といえるのではないか。

そのうえ困ったことには明治期、とくに前期においては、どの部門においても婦人だけを対象とした調査、研究というものがほとんど

見当らないことだ。だから一つの問題を調べるのに、その周辺から手探りしていくしかねばならず、道草ばかり喰つていてるような観がある。そのため若いメンバーの中には、もつ

ある。そのため若いメンバーの中には、もつ

ときびきびした今日的なテーマを選んではと

いう意見もある。しかし、今日の問題の根源

を見当らないことだ。だから一つの問題を調べるのに、その周辺から手探りしていくしかねばならず、道草ばかり喰つていてるような観がある。そのため若いメンバーの中には、もつ

ある。そのため若いメンバーの中には、もつ

ときびきびした今日的なテーマを選んではと

いう意見もある。しかし、今日の問題の根源

を見当らないことだ。だから一つの問題を調べるのに、その周辺から手探りしていくしかねばならず、道草ばかり喰つていてるような観がある。そのため若いメンバーの中には、もつ

ある。そのため若いメンバーの中には、もつ

ときびきびした今日的なテーマを選んではと

いう意見もある。しかし、今日の問題の根源

を見当らないことだ。だから一つの問題を調べるのに、その周辺から手探りしていくしかねばならず、道草ばかり喰つていてるような観がある。そのため若いメンバーの中には、もつ

ある。そのため若いメンバーの中には、もつ

ときびきびした今日的なテーマを選んではと

いう意見もある。しかし、今日の問題の根源

を見当らないことだ。だから一つの問題を調べるのに、その周辺から手探りしていくしかねばならず、道草ばかり喰つていてるような観がある。そのため若いメンバーの中には、もつ

ある。そのため若いメンバーの中には、もつ

ときびきびした今日的なテーマを選んではと

二月の分科会お知らせ

- 一、家庭婦人分科会
とき 二月八日（土）午後二時より
ところ 参議院議員会館第五会議室
テーマ 共稼ぎ問題の資料作製について
発表者 池田志恵氏
- 二、農村婦人分科会
とき 二月二十四日（月）六時一八時
ところ 参議院議員会館第五会議室
テーマ 現在の農村問題
講師 美土路達雄氏（協同組合短大教授）
(他分科会の方もどうぞご参加下さい)
- 三、社会保障分科会
とき 二月二十七日（木）午後六時から
ところ 小林万里子氏宅（電丸二・七八〇〇）
テーマ 育児と教育
講師 一幡ヶ瀬康子氏（日本女子大教授）
- 四、女性史・婦人運動分科会
とき 二月二十九日（土）午後二時より
ところ 衆議院第二議員会館第三会議室
内容 明治期女性史のプランを持寄って
検討する。

五、婦人労働分科会

とき 2月28日（金）午後六時から
ところ 上野東電サービスステーション
テーマ 精密機産業の合理化について

発表者 広田寿子
「ビジネス・マダム」

テレビ上映

新入会員

家庭婦人分科会編の「ビジネス・マダム」

は各方面に反響を呼び起していますが、

一月六日より、田中寿美子氏原案でTBS（第六チャンネル）から「あなたお先に」というタイトルで放送されています。毎週月曜夜九時十九時三十分、三月まで十三回にわたりて上映されます。ご存じない会員も多いことと思われます。ぜひご覧下さい。本会の名称も画面に現れます。

第五回幹事会報告

一月二十五日十二時半から参議院議員会館第五会議室において田中寿美子、小林万里子、田畑和子、菅谷直子の四幹事出席のもとに、二月の例会および四月に予定されている第三回総会について協議。

二月の例会は、別項の通りシンボジウムとすること。

四月の総会は、型を破って、リクレーシヨンを兼ねたものにしてはどうか、という意見の一一致をみ、二案が出ましたので、日下事務局で具体化をはかつています。決定しましたら改めてご通知申しあげます。

第四回例会お知らせ

第三回例会・忘年会報告

今回は会員の希望により、オーライ幹事会の決定に基き、新しい試みとしてシンボジュークムを催します。

記

とき 二月二二日(土)午後二時～五時

ところ 衆議院第二議員会館第五会議室

テーマ 三十代の女性

司会 田中寿美子氏

意見発表者 家庭婦人(清水みち子氏、樋口恵子氏)

農村婦人(阿部和子氏、池淵三千子氏)

社会保障(島田とみ子氏)

女性史、婦人運動(加藤富子氏)

(重藤都子)

三十代を選んだ理由は、会員にこの世代が多いこと、またいろいろな意味から問題を抱えている年代であることなどであります。昔は「男三十にして立つ」という言葉がありました。さて、男女平等、機会的等を主張する今日の三十代の女性はいかがでしょうか。

活潑な論議を開催し、問題点を指摘して頂きました。さて、男女平等、機会的等を主張する今日の三十代の女性はいかがでしょうか。

十二日夜、衆議院議員九段宿舎で矢島せい子氏司会のもとに開かれました。

出席者は、矢島せい子、田中寿美子、葭本鶴江、小林万里子、川端良子、佐藤礼子、田村静、田畠和子、貴島操子、島田とみ子、石井雪枝、山崎朋子、菅谷直子の十三名。

最初に、骨子次のような分科会報告が行われました。

家庭婦人分科会(田畠氏)十月は十時賀子氏が「非行青少年と共に稼ぎの問題」について発表、十二月は伊藤すみ子氏が発表されたが内容は会報三号掲載の通りであった。

社会保障分科会(島田氏)「女の一生と社会保障」を年令を追って勉強しているが、この問題は社会の変化に従つて考えなければならぬ。そのためにも他分科会の協力が必要である。

農村婦人分科会(石井氏)十月から一年振りで再会、主婦労働に關係した文書を集めることとし、目下、三十五年以降の地方新聞をメンバーが分担して調査している。そこで気付いたことは、農村婦人問題が新聞に多く

出るようになったのは三十七年以降で、それ以前は嫁と姑の問題のみが取りあげられていた。

女性史・婦人運動分科会(菅谷)明治期を暗中模索している状態。農村問題に入つて痛切に感じたことは、もつとも大きな問題を持つていたはずの明治期の農村婦人について。そのものずばりという参考書がないことである。丸岡秀子先生からお話を伺うましたが、これまた明治期はまとめられていない由。

進むに従つて益々困難を感じていて、この後、出席者のご経歴、お仕事の内容、抱負、結婚、家庭問題などを含めた詳しい渝快な自己紹介で時間切れとなり、余興には至りませんでしたが懇親を深めた楽しい一夕を過しました。

なお、当夜の出席者から、三池炭鉱被災者の家族に心のこもった品々が持ち寄られましたので、田中寿美子氏に依頼、早速現地に送り、適正に配分して頂きました。非常に感謝された由でございます。

御札を兼ねて報告申しあげます。